

浦安市 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金



申請期間

令和7年4月1日から令和8年2月27日まで

※予算の範囲に達した時点で、申請期間内でも受付を終了します。

<お問い合わせ先>

浦安市役所 環境部 環境保全課

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1

Tel: 047-352-6481(直通)

Fax: 047-381-7221

E-mail: kankyouhozen@city.urayasu.lg.jp

市ホームページ: <http://www.city.urayasu.lg.jp/>



↑市HP↑

1. 補助金の対象

(1) 次に該当するもの(①、②必須、③～⑤はいずれかで可)

- ① 申請書の提出日までに住民登録が済んでいること
- ② 市税の滞納をしていないこと
- ③ 自らが居住する住宅に対象設備を導入する場合
- ④ 自らが居住しようとする新築住宅に対象設備を導入する場合(断熱窓を除く。)
- ⑤ 対象設備が導入された新築住宅を自らが居住するため購入する場合(断熱窓を除く。)

2. 対象となる設備

(1) 共通要件

申請者が所有し、未使用品であることに限る

(2) 対象設備と補助金額

対象設備	要件	補助金額
家庭用燃料電池システム	一般財団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているもの。	設置に要した費用(税抜) 停電時自立運転機能あり 上限額:100,000 円
定置用リチウムイオン蓄電システム	・国が令和5年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般財団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。	設置に要した費用(税抜) 上限額:70,000 円
断熱窓	・国が令和5年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般財団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているもの。 ・1室(居室、作業、娯楽等の目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、ふすま等で仕切られている空間)単位で外気に接する全ての窓を断熱化すること。 ※新築は対象外	経費(税抜)に4分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て) 上限額:80,000 円※1
電気自動車等	・国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている4輪の電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(新車に限る。特殊車両は除く)であること。 ・自動車検査証の使用の本拠の位置が、浦安市内であること。 ・自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 ・自動車検査証の使用の本拠の位置に、住宅用太陽光発電システムが導入されていること。	住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を併設する場合 上限額:150,000 円 住宅用太陽光発電システムを併設する場合 上限額:100,000 円
V2H充放電設備	・国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。 ・自ら居住している住宅に、住宅用太陽光発電システムと電気自動車等が導入されていること。	V2H充放電設備本体購入費(税抜)に10分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て) 上限 250,000 円※2

対象設備	要件	補助金額
集合住宅用充電設備	国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている集合住宅用充電設備であること。	■<u>住民のみ利用できる場合</u> 設備本体の購入費に係るクリーンエネルギー補助金の額に3分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て)又は500,000円に設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあっては、その口数)を乗じて得た額のうちいずれか少ない額 ■<u>住民以外も利用できる場合</u> 設備本体の購入費に係るクリーンエネルギー補助金の額に3分の2を乗じて得た額(千円未満切捨て)又は1,000,000円に設置する充電設備の基数(複数口の充電設備にあっては、その口数)を乗じて得た額のうちいずれか少ない額
住民の合意形成のための資料作成	管理組合が住民の合意形成のために作成した集合住宅用充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担の見込み等の資料の写し及びマンション等の管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録	上限 150,000 円

※1 国の補助金を受領する場合は、経費(税抜)から国補助金額を控除した額に、補助率を乗じます。

※2 国の補助金を受領する場合は、本体購入費(税抜)から国補助金額を控除した額に、補助率を乗じます。

(注)令和7年4月1日以降に対象設備の設置工事に着手し、申請期間内に工事(または引き渡し)が完了していることが条件となります。(令和7年3月31日以前に設置工事の着手、工事または引き渡しが完了しているものについては対象外となります。)

3. 申請手続き(工事または引き渡し完了後)

申請期間:令和7年4月1日から令和8年2月 27 日まで

受付場所:浦安市役所6階 環境保全課

受付時間:午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月2日)を除く)

受付方法:受付場所へ持参 または、 郵送(〒279-8501 浦安市環境保全課宛)

4. 申請書類

- ・申請する設備によって、提出する書類が異なります。提出漏れがないようご注意ください。
- ・フリクションペンや鉛筆等の、筆跡を消すことができる筆記用具は使用しないでください。

	交付申請書類チェックリスト
	設備ごとの必要書類を確認してください。
①	浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(第1号様式) (リースの場合は第2号様式)
	【HPより印刷】申請書の日付は、市への提出日を記入してください。 (郵送等の場合は、申請書の日付は未記入)
②	市税を滞納していないことを証する書類
	申請書(第1号様式)の同意欄に署名をする場合は不要です。 ※同意欄は、必ず申請者本人が自筆で記入してください。 同意しない場合は、収税課発行の「未納のない証明書」を添付してください。
③	補助対象設備に係る概要書
	【HPより印刷】記入事項については施工業者へ事実確認を行う場合があります。
④	カタログなど対象設備の仕様が確認できる書類(断熱窓は併せて平面図)
	・設備の形状、規格等の仕様が確認できる書類。(カタログ等の該当ページのコピーなど) ⇒断熱窓については、平面図に以下の内容を記載してください。 ・断熱改修した窓部分をマーカー等で明記 ・各窓の部材購入費、取付費、解体撤去費を記載 ・各窓のサイズを記載(横〇〇cm×縦〇〇cm) ・1室の種別を記載(〇階寝室、〇階リビング、など) ⇒その他の添付書類(保証書等)で設置住所が確認できない場合は、工事請負契約書や注文書等を添付すること。(以下の確認ができるページのみ) ・契約日 ・設備仕様(設備名や型番等) ・設置先住所 ・契約者名 ・設置工事開始、完了日 ・請負者名
⑤	リサイクル蓄電システムの設置及び電気自動車等は、太陽光発電システムが設置されていることがわかる書類
	⇒建物に太陽光発電システムが設置されていることが確認できる写真と、以下のいずれかの書類を用意してください。 ①直近の太陽光の売電明細の写し ②接続契約のご案内の写し ③系統連系協議依頼書の写し(特定契約を締結していない場合)

	対象設備の設置等に係る費用の支払いが確認できる書類
⑥	・領収書 ⇒対象設備のみの領収書を提出してください。 建築と同時に設置し、建築請負総額(分割も含め)分での領収書でしか用意できない場合は、その領収書の但し書き等に設備の費用が含まれていることを記載してください。 また、それもできない場合は、建築全体の領収書と併せて、任意様式「工事請負費の内訳書」を提出してください。 【クレジット契約の場合】 ⇒クレジット契約で領収書が発行されない場合は、クレジット契約を締結していることがわかる書類を提出してください。(支払いは開始していなくても可) ※クレジット契約の申込書は、クレジット契約の締結を証明するものではありませんので、後日クレジットカード会社から送付される締結のわかる書類を添付してください。 (例:カード会社からの契約締結ハガキや施工業者からの任意様式)
⑦	設置に係る費用内訳が確認できる書類 ・最終見積書など ⇒設備費用の支払いが確認できる書類(領収書など)と額が対になっている最終見積書等を用意してください。 上記のものが用意できない場合は、任意様式「工事請負費内訳書」を提出してください。
⑧	未使用であることが確認できる書類 ・保証書、出荷証明書、出荷検査成績書(検査日の記載があるもの)納品書等 ⇒設置住所または申請者名が明記されているもの。氏名、住所の記載がない場合は、製造番号が明記されているもので、「⑨対象設備の設置状況を示すカラー写真」において同一製造番号であることが確認できる場合は可とします。
⑨	対象設備の設置状況を示すカラー写真(断熱窓は設置前と設置後の写真) ⇒設置状況を示す写真として以下の3種類の写真を用意してください。 ①家の全体写真(設置先の確認のため) ②補助対象設備の全体写真 ③補助対象設備の型式等がわかる写真(機器横等に貼ってあるシール箇所) ■断熱窓の場合は、以下についてもご留意ください。 ①工事着工前と着工後の写真(なるべく同じ角度で撮影) ※着工後は新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影してください。 ②設置したすべての窓について、窓全体を撮影してください。 ③カーテン等は外し、机等も除いてから撮影してください。 ④窓の設置場所がわかるようしてください。(平面図に付番するなどにより、一致させてください) ⑤当該居室で、すでに断熱化している窓がある場合、その箇所がわかるようにしてください。また、その窓も一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団に登録されている製品である必要があります。 ⑥改修する窓は、大きさを変えないでください。 ■電気自動車等の場合は、以下についてもご留意ください。 ①自動車検査証の使用の本拠の位置で、電気自動車等と太陽光発電システムの導入が分かるように撮影してください。 ②電気自動車等のナンバープレートがわかるように撮影してください。

	浦安市住宅用脱炭素化促進事業補助金交付請求書(第5号様式)
⑩	【HPより印刷】 様式右上の申請者情報と「3 振込先」の口座情報のみ記入してください。 ・日付、文章の空欄及び金額については、記入しないでください。 ・リースの場合は連名で記載し、第3号様式及び第6号様式も併せて提出してください。
⑪	【申請者が管理組合の場合】 管理組合の代表者が選定されたことを証する書類の写し及び当該代表者に係る本人であることが確認できる書類(住民票、運転免許証等)の写し・マンション等であることを証する書類の写し(建築確認通知書、建築基準法第6条に規定する確認済証等)
⑫	【「住民の合意形成のための資料」の申請をする場合】 ⑩とともに集合住宅用充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図、住民の費用負担の見込み等の資料の写し及びマンション等の管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録

以下の内容に該当する場合、必要となる書類

	■国の補助金等を受ける場合
I	当該補助金の交付決定金額がわかる書類 ⇒補助金交付決定通知の写し、補助金額の確定通知の写し など
	■行政書士や施工業者等が補助金申請者に代わって手続きを行う場合
II	【HPより印刷】 手続代行者選任届出書 ※申請者欄は、必ず申請者本人が自筆で記入してください。
	■リース契約の場合
III	【HPより印刷】 ・貸与料金の算定根拠明細書(第3号様式) ・委任状(第6号様式)
	■申請者が法人の場合
IV	・登記事項証明書 ⇒現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書

5. 交付決定

- ・申請書受理後、申請の内容を審査します。交付の可否については、「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定通知書(第4号様式)」を申請者宛てに送付します。
- ・補助金は交付決定後3週間程度で、「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(第5号様式)」に記載の指定口座に振込みます。

6. 注意事項

【受付時】

- ・補助金額が予算の範囲に達したときは、申請期間内であっても受付を終了します。
その場合は、すでに補助対象設備を導入済で提出書類がそろっていても受付できません。
- ・先着順とは、来庁順ではありません。正式に受付が完了した順となりますので、ご注意ください。提出書類に不備などがある場合は、提出書類がそろってからの受付となります。

【その他】

- ・過去に補助金を使用して対象設備等を導入している場合、同一の設備等で再度申請することはできません。ただし、家庭用燃料電池システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムについては、財産処分制限期間である6年を経過した後に、新たに設備を交換または増設する場合は、再度申請が可能です。
- ・必要に応じて現地確認を行う場合があります。
- ・補助金交付後に要件に満たないことが発覚した場合には、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- ・補助を受けた方に、設備の使用状況に関する資料の提供やその他の協力を求めることがあります。(例:アンケート調査への協力など)